

別表 1

種類	ケース	イメージ図	承継	備考
第4条第1号	ケース1 (合併するものが全て入札参加資格業者の場合)		承継できる	建設業者における承継の場合は、合併時の経審によりCの格付をする。
	ケース2 (入札参加資格業者とそうでないものが合併する場合)		承継できる	建設業者における承継の場合は、合併時の経審によりCの格付をする。
第4条第2号	ケース1 (入札参加資格業者が入札参加資格業者を吸収合併する場合)		承継できる	建設業者における承継の場合は、合併時の経審によりBの格付を見直す。Bは承継承認申請しないことも可能であり、その場合Bは従来のBの資格が継続する。
	ケース2 (入札参加資格業者でないものが入札参加資格業者を吸収合併する場合)		承継できる	建設業者における承継の場合は、合併時の経審によりBの格付をする。
	ケース3 (入札参加資格業者が入札参加資格業者でないものを吸収合併する場合)		×	
第4条第3号	ケース1 (入札参加資格業者から入札参加資格業者に資格を全部譲渡する場合)		承継できる	Aの入札参加辞退又は建設業の全業種廃止が条件。建設業者における承継の場合は、譲渡時の経審によりBの格付を見直す。Bは承継承認申請しないことも可能であり、その場合Bは従来のBの資格が継続する。
	ケース2 (入札参加資格業者から入札参加資格業者でないものに資格を全部譲渡する場合)		承継できる	Aの入札参加辞退又は建設業の全業種廃止が条件。建設業者における承継の場合は、譲渡時の経審によりBの格付をする。

種類	ケース	イメージ図	承継	備考
第4条 第3号	ケース3 (入札参加資格業者から入札参加資格業者に資格の一部を譲渡する場合)		承継 できる	Aの入札参加辞退又は建設業の全業種廃止が条件。 建設業者における承継の場合は、譲渡時の経審によりBの格付を見直す。 ※Bは承継承認申請しないことも可能であり、その場合AとBは従来のAとBの資格が継続する。
	ケース4 (入札参加資格業者から入札参加資格業者でないものに資格の一部を譲渡する場合)		承継 できる	Aの入札参加辞退又は建設業の全業種廃止が条件。 建設業者における承継の場合は、譲渡時の経審によりBの格付をする。 ※Bは承継承認申請しないことも可能であり、その場合Aは従来のAの資格が継続する。
	ケース5 (入札参加資格業者でないものから営業譲渡する場合)		×	
	ケース1 (資格の全部を分割し新設する場合)		承継 できる	建設業者における承継の場合は、分割時の経審によりBの格付をする。
	ケース2 (資格の一部を分割し新設する場合)		承継 できる	Aの入札参加辞退又は建設業の全業種廃止が条件。 建設業者における承継の場合は、分割時の経審によりBの格付をする。 ※Bは承継承認申請しないことも可能であり、その場合Aは従来のAの資格が継続する。
第4条 第5号	ケース1 (入札参加資格業者から入札参加業者に資格の全部を分割し吸収する場合)		承継 できる	Aの入札参加辞退又は建設業の全業種廃止が条件。 建設業者における承継の場合は、譲渡時の経審によりBの格付を見直す。 Bは承継承認申請しないことも可能であり、その場合Bは従来のBの資格が継続する。

種類	ケース	イメージ図	承継	備考
第4条 第5号	ケース2 (入札参加資格業者から入札参加業者でないものに資格の全部を分割し吸収する場合)	<p>(資格の全部を分割)</p>	承継 できる	Aの入札参加辞退又は建設業の全業種廃止が条件。 建設業者における承継の場合は、譲渡時の経審によりBの格付をする。
	ケース3 (入札参加資格業者から入札参加業者に資格の一部を分割し吸収する場合)	<p>(資格の一部を分割)</p>	承継 できる	Aの入札参加辞退又は建設業の全業種廃止が条件。 建設業者における承継の場合は、譲渡時の経審によりBの格付を見直す。 ※Bは承継承認申請しないことも可能であり、その場合AとBは従来のAとBの資格が継続する。
	ケース4 (入札参加資格業者から入札参加業者でないものに資格の一部を分割し吸収する場合)	<p>(資格の一部を分割)</p>	承継 できる	Aの入札参加辞退又は建設業の全業種廃止が条件。 建設業者における承継の場合は、譲渡時の経審によりBの格付をする。 ※Bは承継承認申請しないことも可能であり、その場合Aは従来のAの資格が継続する。
	ケース5 (入札参加資格業者でないものから分割し吸収する場合)		×	
第4条 第6号	ケース1 (入札資格を有する個人が死亡し相続する場合)		承継 できる	建設業者における承継の場合は、相続時の経審によりBの格付をせず、Aの格付けとする。